

新しく

根室市介護予防・ 日常生活支援総合事業 が始まります！



いつまでも
自分らしく暮らすために
地域ですすめる介護予防

根 室 市

根室市介護予防・日常生活支援総合事業の概要

平成29年4月から、要支援1・2の認定を受けた方が利用できる介護保険サービスのうち、「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」が介護保険の介護予防サービスから、根室市が実施する介護予防のための事業「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施されます。

根室市では、制度が変更になっても、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」についてはサービス内容の変更はありません。

根室市が実施する総合事業ではこんなサービスが利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

平成29年4月から新たに「介護予防のための」
根室市訪問型サービスと通所型サービスが開始されます！

利用対象者

- 「要支援1・2」の方で、認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の方
または
- 65歳以上の方で、「事業対象者」の判定がされた方

サービス内容

訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等が家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。

※これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と同等のサービスを受けることができます。



通所型サービス

通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。

※これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防通所介護と同等のサービスを受けることができます。



適切にサービスを行うための「介護予防ケアマネジメント」

地域包括支援センター等では、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスが適切に提供できるように、介護予防ケアマネジメントを行います。

本人や家族の希望や生活機能の状態などを踏まえてケアプランなどを作成し、できるだけ自立し

これまでの要介護・要支援認定に加えて新しい判定区分「事業対象者」が新設されます！

事業対象者とは？

平成29年4月から根室市で開始する訪問型サービスと通所型サービスのみを利用することができる新しい判定区分です。要介護・要支援認定の結果、「非該当」となった65歳以上の方で、基本チェックリストにより総合事業サービスを利用する必要があると判定された方です。

一般介護予防事業

利用対象者

- すべての65歳以上（第1号被保険者）の方

サービス内容

- 介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレットの配布や健康講座などの開催によって、自立した生活のための介護予防活動の重要性を周知します。



高齢者サロンを設置しています

根室市福祉交流館（昭和町2丁目115番地）内に高齢者サロンを設置しています。館内では、囲碁や将棋、カラオケ等を楽しむことができます。無料でご利用できますので、お気軽にお立ち寄り下さい。

- 地域介護予防活動支援事業

地域住民が主体となって行う介護予防活動の支援や、介護予防活動をサポートするボランティアの育成などを行います。

総合事業についてよくある質問



Q 「事業対象者」は訪問型・通所型サービス以外の介護保険サービスは利用できないの？

A 訪問型・通所型サービス以外の介護保険サービスは利用できません。介護保険サービスの必要がある方は要介護・要支援認定が必要となります。

Q 現在「要支援者」でデイサービスセンター（介護予防通所介護の利用）に通っているが、何か手続きが必要ですか？
現在「要支援者」でヘルパーさんに来てもらっている（介護予防訪問介護の利用）が、これまでと何が変わるの？

A 市役所での新たな手続きはありません。利用するサービス内容も変わりませんので、今までどおりに利用いただけます。

平成29年
4月から

根室市総合事業の利用の流れ



総合事業を利用できる方

- ◆要支援1・2の方
- ◆基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された方

- ①新規でサービスを利用する方
- ②要介護・要支援認定の更新を迎えた方のうち右枠の対象にならない方
- ③第2号被保険者（40～64歳）

更新時に、要支援1または要支援2の方で介護予防の訪問介護、通所介護のみを利用して、今後も同様のサービスのみを希望する方



要介護認定

基本チェックリストも実施

基本チェックリストの実施

要介護
1～5

要支援
1～2

非該当
(自立)

総合事業
対象者

非該当
(自立)

介護
サービス
を利用

介護予防
サービス
を利用

総合事業を利用

一般介護予防事業
を利用

訪問介護・
通所介護を
希望の方は
こちら